

## 報告 2：中岡まり（常磐大学）

### 「選挙における買収当選と中国共産党の支配－買える議席と買えない議席」

就任以来、習近平政権は反腐敗闘争に取り組み、その成果の一環として、選挙における買収と政治的ポストの買収が多く報じられている。なかでも近年、選挙における買収（賄選）としては、遼寧省人民代表大会（以下、人大と略す）が選出した全人大代表について、規模と金額が大きかったために大々的に取り上げられている。

2016年9月13日に、遼寧省選出の全人大代表45名が贈賄により当選無効となることが第12期全人大常務委員会委により採択された。17日には遼寧省の全人大代表を選出した遼寧省人大代表619名のうち523名が収賄に関与したとされ、452名が職務を停止された。

これに対して、党と政府は当然のことながら、非常に厳しい態度を示した。全人大常務委員長の張徳江は、「党規約と国家の法に対する嚴重な違反であり、政治規律と政治規範に対する嚴重な違反であり、（中略）人大選挙制度を嚴重に破壊する重大案件」とし、人大制度と法および政治体制に対する挑戦、党の執政のボトムラインに抵触するものと指弾した。遼寧省人大の買収選挙を扱った研究は、①贈賄側の当選した全人大代表45名中42名が企業家であったことに注目し、政商関係の変化について論じ、これが腐敗に繋がっている点を指摘するものと②人大選挙制度の不備について論じ、改善策を提起するものが多い。

しかし、遼寧省の全人大レベルの事案を、同時期に報道された四川省南充市、湖南省衡陽市という下位の行政レベルの類似した事案と合わせて再検討すると、買収の対象となる議席の枠が行政レベルによって変化することが明らかになった。全人大レベルでは企業家枠のみが買収の対象となり、党政幹部枠は買収されていない。しかし、衡陽市のケースでは企業家枠のみならず党政幹部枠も買収の対象となっており、「買うことができる議席」となっている。通常、人大選挙においては代表の構成比はあらかじめ設定されており、これを遵守されることが人民及び体制内エリートに対する党の権力の源泉となっている。しかし、遼寧省、南充市、衡陽市人大の買収選挙の事例は、党の支配が及ばない領域が下位レベルで拡大していることを意味する。